

第 19 回  
浜坂町・温泉町  
合併協議会会議録

平成 17 年 7 月 13 日

浜坂町・温泉町合併協議会

## 第 19 回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成 17 年 7 月 13 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分  
場 所 温泉町夢ホール

### ※出席者

協議会委員 (計 20 名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
陰山 毅	上島康彦	馬場雅人	朝野美喜代
小村俊之	太田昭雄	幸賀毅	岡田衆二
岡坂峰雄	尾崎靖	西脇明	田中董
平澤輝實	谷田一富	田中要	中井功
西村敏弘	西垣洋子	西村公子	中井祥三

監査委員 (計 2 名)

浜坂町	温泉町
高岡昌男	北村英一

幹事会 (計 5 名)

浜坂町	温泉町
田辺武則	北村繁行
岡村克巳	山崎正男
西村徹	

事務局 (計 6 名)

阪本晴良	西村大介
北村佐登美	宮脇美智子
太田洋二	川崎晴人

第19回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成17年7月13日（水）

13：30～

場 所：温泉町夢ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第39号 浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について

報告第40号 平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算について

報告第41号 町の廃置分合に係る処分決定並びに官報告示について

報告第42号 新町特別職等報酬等検討委員会答申について

報告第43号 新町の行政組織について

報告第44号 新町町章選定作業進捗状況について

5 その他

6 閉 会

○阪本事務局長 それでは、ただいまから第19回浜坂町・温泉町合併協議会を始めさせていただきます。幸賀議長、よろしくお願いいたします。

○幸賀議長 皆さん、こんにちは。第19回浜坂町・温泉町合併協議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

異常な空梅雨から一転、打って変わってこのところ不快指数の高い日が続いておりますが、委員各位には御多用の中、御健勝で本協議会に応召いただき、感謝とお礼を申し上げます。

本日の協議会には、お手元に配付の諸議案のとおり、報告事項6件であります。後ほど会長より提案説明がなされますが、本日会議の要諦は、報告という基本的性格を踏まえた適切妥当な御審議を賜るところにあります。御協力をお願い申し上げ、開会の挨拶にかえます。

会長。

○陰山会長 それでは、失礼します。皆さん、こんにちは。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今、議長からの話もありましたけれども、いよいよ夏本番ということになりましたけれども、天候不順のために思うように海水浴の客も伸びておりません。ごく最近まで雨の降るのを願っておりましたのに、今では抜けるような青空を待望する今日この頃でございます。

委員の皆さんにおかれましては、諸行事、公務等、極めて御多端にも関わりませず、第19回合併協議会に御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

いよいよ合併の期日も目前に迫ってまいりました。諸事全て、これからは仕上げの時期というふうに思っております。古代の中国のことわざにも、「百里を行く者は九十里をもって半ばとなす」という言葉がございます。ほぼ9割方できた、そのときに初めて半ばが過ぎたと、このように考えよという教えでありまして、なぜならば最も大変なのは最後の1割になったときである、目標に近づいたならば一層の自重と発奮をしなければならないと、こういう意味でございます。どうか最終段階を迎えました今日、今日の報告事項に対しまして適切妥当なる御理解と結論を賜りますようによろしくお願いいたします。開会の挨拶といたします。ありがとうございます。

○幸賀議長 続きまして、会議の成立について、事務局から報告いたさせます。

○阪本事務局長 では、報告申し上げます。

合併協議会規約第10条第3項の規定により、委員の半数以上の出席で成立することとなりますが、出席者は20名全員でございます。したがって、会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、顧問の先生方につきましては、公務のため欠席の報告をいただいております。以上でございます。

○幸賀議長 それでは、ただいまより第19回浜坂町・温泉町合併協議会を開会いたします。

直ちに日程に入ります。

会議録署名委員の指名を行います。

会議運営規則第4条第2項の規定に基づき、議長から指名をいたします。

温泉町、西村公子委員、浜坂町、上島康彦委員をお願いいたします。

続いて、議事に入ります。

本日の報告事項についての提案説明をお願いいたします。

陰山会長。

○陰山会長 それでは、報告事項についての提案説明を申し上げます。

報告第39号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について、報告第40号、平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算について、報告第41号、町の廃置分合に係る処分決定並びに官報告示について、報告第42号、新町特別職等報酬等検討委員会の答申について、報告第43号、新町の行政組織について、報告第44号、新町町章選定作業進捗状況について、以上の6件の提案を申し上げます。

後ほど事務局より説明をさせますので、審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○幸賀議長 報告第39号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 1ページをお願いいたします。報告第39号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について報告する。平成17年7月13日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書を取り交わしたので、

別紙のとおり報告する。

2 ページをお願いいたします。変更内容でございますが、去る5月12日の浜坂町議会の役員改選に伴いまして、当協議会の委員の変更を行うものでございます。田中満穂氏から小林俊之氏に議長の交代がありました。当協議会の副議長に御就任いただく内容でございます。平成17年5月12日付で両町長が協議書を取り交わしております。

3 ページには、変更後の新しい名簿を掲載しておりますので、御清覧いただきたいと思っております。以上でございます。

○幸賀議長 朗読、説明は終わりました。

質疑に入ります。

報告第39号についての御質問のあります方は挙手をお願いいたします。

なお、以下、発言されます方は、町名、氏名を告げてから発言をお願いいたします。

どうぞ。

異議はないようであります。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。報告第39号は、御承認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 異議なしと認めます。よって、報告第39号は、報告のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第40号、平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 4 ページをお願いいたします。報告第40号、平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算について。平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算について報告する。平成17年7月13日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算について。平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算を、浜坂町・温泉町合併協議会財務規程第8条第1項の規定に基づき調製したので、別紙監査委員の意見を付して協議会の承認を求める。

この16年度の決算につきましては、先ほど申し上げましたように、財務規程の第8条に基づき、決算の調製を行い、去る5月31日に決算監査を受けまして、御報告申し上げるものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入総額は1, 297万5, 661円、歳出総額は1, 144万4, 146円、歳入歳出差し引き残額153万1, 515円でございます。この全額を17年度へ繰り越すことにいたしております。詳細につきましては、担当の西村次長が説明を行います。

○西村次長 それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出決算書の総括を記載しております。概略のみ説明をさせていただきます。

まず、上段の歳入でございます。1款分担金及び負担金ということで、2町からの負担金を計上させていただいております。2款としまして繰越金で、前年度からの繰越金でございます。3款としまして諸収入、預金の利息と雑入でございます。歳入の合計でございます。予算現額が1, 297万円に対しまして、調定額が1, 297万5, 661円、収入済み額が1, 297万5, 661円ということで、収入未済額はゼロでございます。予算額との比較は5, 661円の増ということでございます。内訳の説明は省略させていただきます。

それから、下の歳出でございます。1款の協議会費ということで、本協議会の運営費、また合併関係の事務事業の経費ということでございます。2款が予備費ということで、歳出合計が、予算現額1, 297万円に対しまして、支出済み額が1, 144万4, 146円、翌年度繰越額がゼロということで、この翌年度繰越額というのは事業繰り越しの意味でございまして、これはございませんのでゼロということで、不用額が152万5, 854円ということで、予算に対しまして152万5, 854円の残額が生じております。

この残額の意味合いでございますが、1月の段階におきまして、執行見込みを立てまして、事業精査を行っております。一たん145万3, 000円の減額の補正をそれぞれ各議会させていただきまして、負担金の方を返還させていただいております。なおかつこの不用額が生じたのは、その際、合併の特例法期限内に、3月31日までに何とか合併の議決をいただき、廃置分合の申請を目指すということで、2月、3月と月3回程度の協議会を予定いたしておりました。計6回の協議会を予定いたしておった訳でございますけれども、結果的に2回の協議会で議決をいただき、申請をさせていただきました。そういうことで、約4回分の協議会の経費、報酬、また費用弁償、それから会議録の作成の委託料、また、期日が3月1日から4月1日、それから10月1日ということで変更になった分、例規の整備の若干の遅れもございまして、委託料の減も生じております。以上のような理由で152万5, 854円の残額というようなことでございますので、御理解をいた

だきたいと思います。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。事項別の明細でございます。

まず、歳入でございます。1款の分担金及び負担金、1項の負担金、1目の負担金ということで、1節の町負担金1,148万6,000円の予算に対しまして、調定額1,148万6,000円、収入済み額は1,148万6,000円ということで、収入未済額がゼロでございます。新設合併ということで、規約の第13条に基づきまして、協議会経費は均等に負担ということで、両町とも574万3,000円の同額の負担をいただいております。

2款としまして繰越金、1項の繰越金、1目の繰越金、1節の前年度繰越金ということで、平成15年度から繰り越しをいただいております。収入済み額が148万2,273円ということで、収入未済額はゼロでございます。

次に、3款の諸収入でございます。1項の預金利子、1目の預金利子、1節の預金利子ということで、1,000円の予算に対しまして、収入済み額が68円ということで、預金利息でございます。それから、2項の方の雑入でございますが、予算1,000円に対しまして、調定額7,320円、収入済み額は7,320円ということで、未済額はゼロ、議事録等のコピー代の費用をいただいたものをここに計上させていただいております。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。1款の協議会費ということで、先ほども申し上げましたように、協議会の運営費、また合併関連事務事業費をここで計上いたしております。当初予算額が、1目協議会費で1,432万3,000円に対しまして、先ほどお話を申し上げましたように、補正予算145万3,000円の減額をさせていただいております。それから、予備費1,000円を充当いたしておりますけれども、これは第4節の共済費、非常勤委員の保険料が、当初3月1日合併を目指しておりましたので11カ月分計上しておりましたけれども、4月1日に変更になった段階での一月分、これを、一応予算ですので1,000円単位ということで、予備費から充当をさせていただきました。

次に、節の内訳でございます。1の報酬は、予算額181万2,000円に対しまして、支出済み額が130万5,000円、この内訳を備考欄に計上させていただいております。協議会委員の報酬ということで126万円、これは協議会11回分でございます。次に、監査委員の報酬ということで4万5,000円、これは決算監査、出納検査、それから監査報告等、合わせて3回分でございます。次に、4番の共済費は非常勤委員の保険料とい



うことで、1万270円でございます。9節の旅費につきましては、内訳でございますが、費用弁償が9万9,580円、これは協議会の委員さんの協議会出席に伴う費用弁償でございます。次の普通旅費は職員の出張旅費でございます、5万500円ということでございます。次の11節需用費、内訳としまして、消耗品費が46万5,003円ということで、主なものは、コピーのトナー代、それからコピー用紙代でございます。あと、ちょっと下の方に行きまして、印刷製本費でございます。98万9,100円ということで、主な内訳は協議会だよりの印刷費でございます。あと燃料費、食糧費、修繕料につきましては記載のとおりでございます。次の12節の役務費につきましては、節全体で49万1,780円、郵券料、電話料、ホームページの手数料、インターネットの接続料ということで、記載のとおりでございます。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。13節の委託料につきましては、支出済み額は296万9,211円ということで、内訳としましては、会議録作成委託料、協議会の議事録の作成でございます。これが56万1,561円。次に、事務事業等の調整に基づいて例規を整備いたします新町例規集に関する業務委託料95万8,650円でございます。次に、新町の建設計画主要施策等策定支援業務の委託料でございます。これには住民説明会の資料、また概要版のパンフレット等の原稿づくりも入ってございまして、144万9,000円でございます。次の14節の使用料及び賃借料につきましては、240万7,180円の決算額に対しまして、内訳は、コピーの使用料、自動車のリース料、事務所の使用料等ということで、そこに記載のとおりでございます。それから、19節の負担金補助及び交付金につきましては、支出済み額が238万2,506円ということで、内訳としましては、臨時職員1名分の人件費、賃金、社会保険料、雇用保険料等、12カ月分を支出いたしております。205万516円でございます。次の事務所等経費負担金と申しますのは、電気代、それから雇用者の保険料等をここで支出をいたしております。33万1,990円ということでございます。23節の償還金及び割引料につきましては、一時借入金が発生しておりませんので、支出がゼロでございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。予備費ということで、先ほども触れましたように、10万円の予算に対しまして1,000円を予備費充当ということで、予算流用いたしております。したがって、支出済み額はゼロでございますが、不用額は9万9,000円ということでございます。以上でございます。

○幸賀議長 事務局によります朗読、説明は終わりました。

ここで監査の報告を受けたいと思います。

高岡監査委員。

○高岡監査委員 監査委員の高岡でございます。去る5月31日に実施いたしました平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算審査の結果について御報告いたします。

審査に付されました平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出決算書及び附属書類は、浜坂町・温泉町合併協議会財務規程等に基づいて調製されており、その計数は、関係諸帳簿と証拠書類を突合し照合の結果、誤りはなく、適正に処理されていることを認めております。

以上、決算審査の御報告といたします。

○幸賀議長 報告第40号についての説明と監査の報告を終わります。

それでは、対する質疑に入ります。質疑どうぞ。質疑ありませんか。

御意見はないようであります。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。報告第40号は、報告のとおり御承認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議なしと認めます。よって、報告第40号は、報告のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第41号、町の廃置分合に係る処分決定並びに官報告示についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 14ページをお願いいたします。報告第41号、町の廃置分合に係る処分決定並びに官報告示について。町の廃置分合に係る処分決定並びに官報告示について報告する。平成17年7月13日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

町の廃置分合に係る処分決定並びに官報告示について。町の廃置分合に係る処分決定並びに官報告示について、別紙のとおり報告する。

15ページをお願いいたします。県知事から2町の町長に、平成17年の6月14日に神戸の県庁におきまして、直接手渡していただいたものでございます。内容につきましては、地方自治法第7条の第1項の規定により、平成17年10月1日から美方郡浜坂町及び同郡温泉町を廃し、その区域をもって新たに美方郡新温泉町を設置する。平成17年6月14日、兵庫県知事というものでございます。

それと、16ページと17ページには官報の告示をしたものをコピーを添付させていただいております。17ページの左下にこの2町の関係の廃置分合の告示があります。総務大臣の告示でございます。右処分は、平成17年10月1日からその効力を生ずるものとするということで、官報に告示をされております。以上でございます。

○幸賀議長 説明は終わりました。報告第41号についての質疑を行います。質疑ございませんか。

御異議なしと認めます。よって、報告第41号は、報告のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第42号、新町特別職等報酬等検討委員会答申についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 18ページをお願いいたします。報告第42号、新町特別職等報酬等検討委員会答申について。新町特別職等報酬等検討委員会答申について報告する。平成17年7月13日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

新町特別職等報酬等検討委員会答申について。新町特別職等報酬等検討委員会答申について、別紙のとおり報告する。

この件につきましては、新町の町長などの特別職の給料や議会議員、行政委員会の特別職の報酬、費用弁償につきましては、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し、調整することが、この協議会で確認されておりました。このため、第三者機関として2町の町長が推薦されました8名の有識者から成ります新町の特別職等報酬等検討委員会を設置し、平成17年5月17日に、2町の代表町長であります浜坂町長から諮問がなされました。これを受けまして、同委員会では3回にわたる慎重な協議を重ねていただきました。それで、去る6月28日に答申がなされたので、そのことを御報告させていただきます。

審議の際、考慮されたことにつきましては、20ページの上に掲載しておりますが、人口の規模、それから近隣の状況、それから新町の財政状況等を総合的に勘案したものとしています。そして、1点目には、審議の内容として、下から4行目でございますが、その結果として、新町の特別職等は新たに選出されたものであること、また、合併することにより広範囲にわたる新町の行政を担うため、その職責が一層増すと考えられること、一方で、極めて厳しい財政状況であること、さらに住民の理解が得られるよう配慮したことなどを考慮いたしまして、別表のとおりとありますけれども、21ページに掲げておりますよ

うに答申をいただいております。2つ目には、3回の審議経過を掲載しております。3点目には、検討委員会の委員の名簿を記載しております。会長には浜坂町の石原氏、それから副会長に温泉町の川元氏が就任されております。

21ページに、町長からそれぞれ四役、それから議会の議員の報酬、それと行政委員会の委員の報酬ということでさせていただいております。

今日、追加資料といたしまして、皆さんの机の方に置かせていただきました。一番左側に新町の金額を、それから2番目に浜坂町、その次に温泉町ということで、参考資料としてお配りさせていただいております。あと近隣ということで、香美町なり豊岡市、朝来市ということで、後ろの方には市川町、上郡町など、1万5,000人以上2万人以下の住民といいますか、というふうなところと、市川町につきましては近くということで、1万4,000ですけども掲げておりますし、猪名川町もちょっと数が大きいですけども、そういうふうなことで示させていただいております。御清覧をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○幸賀議長 説明は終わりました。

それでは、報告第42号についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

岡田委員。

○岡田委員 報酬審の委員の皆さんには大変御苦勞さんであったと思いますけれども、まず1点ちょっとお尋ねをしてみたいという事柄でございますが、このたび示されました給料の額という中で、特別職等の給料という欄がございます。この関係のところでは1点お尋ねしておきたいのは、現行の、浜坂町のものを私は十分例規を読んでおりませんが、温泉町の例規集からいたしますと、調整手当というものがこれ以外に、5%のものがこれまでは支給するというので、条例できっちりと明記されております。そのものが、このたびのこの特別職の報酬を検討される上において、どのような審議の過程なりがあつて、今後どのように対応をされようとしておられるのか、その考え方をお尋ねをしてみたいと、このように思いますし、あわせまして、今回は行政委員会の委員ということで、当然その範囲での答申の内容にはなっておる訳ですが、やはり関連いたします関係からいたしまして、その他の非常勤の委員さんというふうなことについては、協議の中で何か方向性を一応協議されたのかどうか、その辺の内容について、いま一つお教えいただきたい。

○幸賀議長 事務局長。

○阪本事務局長 1点目の調整手当の関係でございますけども、町長以下四役には、手当

といたしまして期末・勤勉手当、それから寒冷地手当というものが規則の中でこれまでから決まっておる部分があります。調整手当も温泉町の場合も浜坂町の場合も、現在の例規の中には附則の中でうたっておりました。今回特に本則の部分の協議しかいたしておりませんので、附則の調整手当については、特に協議はなされておらんというふうなことでございます。ほかの町といたしますか、関係を調査いたしましたところ、新しくできました香美町は調整手当は支給しないと、それと新しくできました豊岡市についても、もともと豊岡も城崎町と豊岡市が調整手当はなかったようです。ほかの4町、豊岡市の旧4町はあったようでございますけども、今度の新豊岡市も調整手当はないというふうなことです。また、その辺につきましては今後の、ほかの町の例によるのかというふうなことになりますけども、行政の中で検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

済みません。行政委員会の関係でございます。その他の行政委員会の件につきましても、これはそれぞれ総務部会、専門部会の中で協議をしていただきました。そのことをこの検討委員会の中で一応お示しをさせていただきました。その考え方は説明をさせていただいたんですけども、あと、その後、幹事会の方で協議をいたしまして、他の町の例もありましたので、その辺のところと関連をいたしまして、日当を6,800円で、半日以内の場合は半額とするというふうなことで、一応幹事会の方で調整をさせていただいておるといふふうな状況でございます。特別職の報酬審議会の中では、浜坂町がこれまで1日といたしますか、平成17年度の4月からは4,100円のその他の委員さんということでした。そういうかげんもありまして、6,800円と、半日の場合だったらその半額というふうなことで幹事会の方では決められております。以上でございます。

○幸賀議長 そのほか、そのほかありませんか。

それでは、質疑を打ち切ります。

お諮りをいたします。報告第42号につきましては、御承認をいただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議なしと認めます。よって、報告第42号は、報告のとおり御承認いただいたものとして決定いたします。

次に、報告第43号、新町の行政組織についてを議題とし、会長にかわり、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 22ページをお願いいたします。報告第43号、新町の行政組織について。新町の行政組織について報告する。平成17年7月13日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

新町の行政組織について。新町の行政組織について、別紙のとおり報告する。

23ページをお願いいたします。新町の行政組織につきましては、合併協議会で確認されました方針に基づき、次のとおり基本的な体制案をまとめましたので、御報告申し上げます。

1の合併協議会で確認された事項につきましては、5項目ありますけれども、ご覧のような格好になっております。2点目の新町の組織体制でございますが、本庁に町長部局11課と出納室の1室、それと教育委員会の2課と議会及び農業委員会の事務局を置くことにしております。それから、総合支所に本庁の課等から移譲する事務事業など、住民生活に必要なサービス業務とイベントなどの地域振興を担うため、町長部局に3課と教育委員会の分室を置くことにしております。なお、牧場公園や公立浜坂病院、診療所、ふれあいセンター、ケーブルテレビ事業室などの出先機関や施設は現状のまま設置いたします。

右の24ページには、その組織図につきまして示させていただきました。

1点だけちょっと修正をお願いいたしますけれども、太い囲みが本庁以外ということで表示をしておりますけれども、健康課の3係全てが太い囲みとなっておりますけれども、健康推進係は浜坂病院の保健センターに置く予定にしておりますけれども、あとの2係は本庁に置くことにしております。したがって、健康課には太枠ではなく細い線に修正をお願いいたします。

総合支所の住民福祉課の健康係と福祉係は保健福祉センターに置く予定でございます。また、教育委員会の教委分室につきましては、温泉の総合支所に置く予定といたしております。また、課の名前や係名につきましては同一にならないように配慮いたしております。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。

○幸賀議長 説明が終わりました。

それでは、報告第43号についての質疑に入ります。質疑どうぞ。

西脇委員。

○西脇委員 温泉町の西脇です。この件について質問をする都合上、参考資料配付の許可をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○幸賀議長 資料配付を許可したいと思います。

事務局、配付してやってください。

資料の配付が終わったようであります。

どうぞ。

○西脇委員 大変貴重な時間を失礼いたしました。

この資料は、去る6月23日、朝日新聞より転載させてもらったコピーそのままです。市町村合併、集権でなく分権で形を示す。実はこれを出した背景というのは、この合併協議会で庁舎の位置の問題、行政組織の問題等が論議されてきた訳ですが、振り返ってみますと、第2回、15年11月12日に、本庁方式にいくのか、分庁か総合支所方式かという提案があり、その後、継続審議で第3回協議、第4回協議ということで、第4回の16年1月21日に浜坂町に本庁舎を置くということで決定を踏まえてきておる訳です。このときには町名問題とリンクしておって、いろいろと3回の協議会で論議を重ね、本庁方式でいくということで決着をみた訳ですが、今日のこの行政組織の報告を根本からどうのこうのいうことでなしに、今一度、この提案されておる中身について一部意見を申し上げたいために、経過を申したのでございます。

その第4回の際に、支所の機能をもっと明確に早く示すべきだということがあった訳ですが、当時は30人程度、現地解決型支所とするという非常にフアジーな中身で決定を見てきた訳でございます。その後、協議会で、できるだけ早い時期に行政組織を示してほしいということを委員として私も言ってまいりました。それで、そのものが示されたのが第12回、16年9月11日でございます。協議48号にて、この行政組織の問題が合併事務局より提案されました。そのときの協議の中身は、ちょうど浜坂の委員が収入役を置くのか置かないのかということでの行政組織の質問で、それのみが論議されて、基本的には非常にいろいろと町名問題等で紛糾しておった時期であり、中身については深く論議されなかった。

その後、この行政組織について、やっぱり本庁方式と決めた以上は、支所は温泉支所になる訳ですが、果たして大義である住民のサービスを低下させないとか、いろんな問題がささやかれておる訳ですが、実際明らかになってこない。それで、議会でも、いつその具体的なものが出てくるのかということは何度となく言いまして、やっと先般の6月定例会でこの概略が示された。この協議会で論議された組織図というのは、浜坂町の組織図と温泉町の組織図を並列させて、こういう格好ですと、イメージはこうですというようなことでのガイドラインは示され、それらのある程度は理解してきた。しかし、今日まで、もう

いよいよ10月1日合併を直前に控えておりますが、そこに至るまで、この協議会というテーブルにもう少しこれらを論議してもよかったではないか、そのように思いますが、幹事会等の考え方はどのような位置でこのことを進めてこられたか。まずその辺をお聞きしたいと思います。

○幸賀議長 事務局長。

○阪本事務局長 組織につきましては、幹事会で4月の終わり頃から何回となく、五、六回だと思っておりますけども、協議をさせていただきました。そういった中で、最終的にこういう24ページにお示しさせていただいたような形のものででき上がってきたというふうなことになります。特に今回合併ということありますので、人員配置の件も、人員配置の件はまだこれから内部的にも協議する訳でございますけども、協議といえますか、する訳でございますけども、そういった関係で、まだまだ組織の詰めはできてないというのが今日現在の実態だろうというふうに思います。住民生活に支障を来さないということで、第4回の合併協議会の中、事務所の位置の関係の中で、事務局の方で30人程度の総合支所というふうなことで御提案をさせていただきまして、皆さんに御確認をいただいた訳でございますけど、それらに基づきまして組織も配置していくというふうなことで、今日現在に至っておるというふうなことでございます。以上でございます。

○幸賀議長 西協委員。

○西協委員 西協です。ただいま事務局長から経過については報告があった訳ですが、合併協議の委員として、この行政組織について深く突っ込んで論議したということは実際なかった。今日出されたけど、既に骨格であることはもう承認いただいておりますから、今日は報告ですので、どうぞ見てくださいと、多少意見があれば聞きますよという位置なのかどうなのか。支所に30人規模で現地解決型、それで組織図も3つの体制で示されております。私が今、特に言いたいのは、隣の町は、香美町では、村岡、美方に本庁方式でない部局を設けた。そして急激なそれぞれの町の減少を食いとめたという例がある訳ですが、我々、この協議会に示されたのは、朝来市の例だとか豊岡市の例だとか、本庁方式の例示を示されて、それをベースに、やはり合併する以上はメリットを求めないけん、むだは排除しよう、これは間違いない事実であります。

それらを踏まえて、例えば今回示されております教委分室の中の生涯学習係を温泉町に置きますという位置で示されております。夢ホールという非常に使用価値の多いこの施設を、いろんなイベント等を、今後一つの町になれば、有効かつ利用していかなければいけ



ないと思う訳ですが、それらに対する行政組織としては、どの辺の位置を考えておられるのか、この点について、事務局に聞きましょうか、教えてください。

○幸賀議長 事務局長。

○阪本事務局長 教育委員会の分室ということで、教育委員会部局の中に生涯学習係を置いております。この部分につきましては、温泉支所、総合支所の中に人員配置をしたいと。それから、言われてました町民センターの件につきましては、その上にあります浜坂公民館、温泉公民館とありますけども、この温泉公民館が町民センターの部分を担当と。ですので、10月1日、合併日につきましては、町民センターの部分が温泉公民館だと、それから、教育委員会の分室の生涯学習係といいますのは、いわゆる社会教育課が今持っております温泉町分野を担当、また、学校教育が持っております就学といいますか、児童の就学の関係も一部この生涯学習係で担っていただくということで、教育委員会の分室としております。したがって、町民センターの部分につきましては温泉公民館で、今の町民センター、取り崩すまででございますけども、その間は町民センターで事業を展開していくというふうなことで思っております。以上でございます。

○幸賀議長 西脇委員。

○西脇委員 合併して人はかなり潤沢になるという予定で組織をつくられると思いますが、その辺の人を見て組織をつくるということになってはならない。目指すべき町がどういう組織を必要とし、そこには人を登用する。もちろんそういう考えで組んでおられると思いますが、温泉町の30人支所、現地解決型というこの説明に対して、いま一つ、この本庁との組織リンクがどうしてもうまく理解しにくい。これらの基本的な考え方を馬場町長はどのように考えて行政組織については関与をしてこられましたか、意見を求めます。

○幸賀議長 馬場町長。

○馬場副会長 それでは、御指名でございますので、私の方からお答えをさせていただきます。

実は、振り返って、5町合併の議論をいたしましたときに、この支所というもののとらえ方、意見が分かれたところがございますし、本庁方式あるいは分庁方式、どちらを選択をするのかというところもですね、これは5町合併当時から意見の分かれがあったというふうに思っております。

その中で、4月に合併をされました香美町の例をとりますと、現村岡の分庁舎で相当な部門を受け持っておられます。しかし、これが果たして合併の狙いとする機能の統一化、

あるいはワンストップサービスという理念に基づいて、成果の表れる内容かといいますと、私は必ずしもそうではないのではないかというふうにも判断をいたします。と申しますのも、香美町の場合、香住、村岡、小代、エリアが合併いたします浜坂・温泉町に比べて非常に広いということもありますし、小代から香住までというのは相当な距離がある。そういうところを懸念をされて、分庁方式を選択をされたというふうなことも承っているところであります。浜坂町と温泉町の場合、もちろん県道の浜坂温泉線がその中心となる訳でございますが、距離は香美町に比べますと相当近いというイメージもあろうかと思えます。

その中で、先ほど阪本局長が申しあげましたように、例えば教育委員会における部門といたしまして、生涯学習というくくりの中で、もちろん学校教育、社会教育というものがある訳でございますし、公民館、町民センターとしての機能も発揮をしなければならない。そのことが住民サービスを低下しないということにつながろうかというふうな判断もできますから、その中で一定の人員を確保していく、もちろんこの夢ホールであったり町民センターを、決して大幅な機能低下を招かないための人員配置が必要であろうというふうにいるところでございます。これは結果といたしまして、温泉町に例えば保健福祉センターであったり、この夢ホールであったり、町民センターであったりという施設が既にある訳でございますから、その施設の中で現在展開されている諸事業の大幅なレベルダウンというものを来さないためのスタッフ配置ということを求めていく必要があると思っております。

もちろん人員の総括的な配置につきましては、合併後の人員でいきますと、事務事業の調整の中で人員が余ってくるのではないかという見方は当たっているのかもしれませんが、いたがしまして、その点につきましては、これからの展開の中で、採用を抑制をしていく、また、若年における退職を勧奨していく、そういう中で解消していくべきものではないかというふうにも考えるところでございます。

ちょっと十分答弁になっていないかと思いますが、現在考えております本庁、支所、この整理の中で、レベルダウンを来さないという体制をとっていくんだと、そのための努力を傾注をしていくということになろうかと思っております。

○幸賀議長 この報告案件につきまして、当職より確認をしておきたいと思えます。西脇委員に対する質疑応答の中で、局長より、本日のこの説明内容につきましては、これが必ずしも煮詰まったものではないという説明があった訳であります。表現を変えれば、基本的には御承認をいただいて本日を迎えておる中であっても、微調整部分が残っておると

いう解釈でよろしいのかどうか、事務局長、再答弁をお願いします。

○阪本事務局長 本日まで幹事会で協議をさせていただきました。最終、町長にも見ていただいて、本日提案をさせていただいた訳でございますけれども、先ほど申しましたように、まだ、人事がこれからというふうなことになります。最終的に、先ほど馬場町長も言われましたように、多少人員が余ってくるという部分もというふうなことがありましたですけども、そのような中で、人事を張りつけてみて、最終的に微調整をさせていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○幸賀議長 何かほかにありませんでしょうか。

西村公子委員。

○西村委員 温泉町の西村公子でございます。ただいま西脇委員の方からも御意見といただきますか、質問があった訳です。それに対しまして、事務局の方から、詰めができてないというふうなこと、ただそれには人事がこれからであると、もちろんそうであろうと思いません。組織の構成図がこれからきちとなる訳ですが、それについての人事になる訳ですから、そうであろうというふうなことを思いますんですけども、やはり私は、西脇委員が言われました質問に多少同じ部分があるかとも思いますけれども、私は私なりにちょっと意見として言わせていただきたいなというふうなことを思っております。

この組織図につきましては、今、反対するものではございませんけれども、新町名、それから総合支所、それから本庁舎等々におきましての論議はもう十二分にこれはされてきたものというふうなことを思っておりますんですけども、やはりこの組織についてはもう少し詰めが足らなかったと違うかなというふうな気持ちを持っておるものでございます。やはりそれで、その組織図についてこうせえ、ああせえというふうなことは私は申しませんが、もう少し協議がきちとなされていたらよかったなというふうな気持ちを持っております。

篠山市が合併しております。私たちも視察に行かせていただきました折に、今田町の役場を見させていただきました。その合併した折には職員が50名おりましたというふうな説明もしていただきました。そして、年がたつにつれまして、今は5名ですというふうなことを言われた訳ですね。そういうふうなことを思いますときに、じゃあ、私たちは、これからの温泉町、総合支所はどうなるのかということがもう大変な心配な部分でございます。その辺のところを事務局さんに尋ねたらいいのか、会長さんに尋ねたらいいのか、その辺のところをどのようにお考えだろうかなというふうなことをちょっとお尋ねしたいと

いうふうに思っております。

そして、やはりこの5項目にきちっと掲げておられますとおりに、やっぱり2町が合併する訳ですから、よりよい町づくりが一番私は必要であるというふうなことを思っておる訳なんです。お互いが互譲の精神にのっとり取り組むものであるというふうなことを思っております。そういうふうなことも踏まえまして、やはり組織の構成図というものについて、再度どのようにお考えかということをお聞きしたいと思っております。以上です。

○幸賀議長 局長。

○阪本事務局長 組織の総合支所の存続というふうなことの意味だというふうに思うんですけども、このことにつきましては、片一方では住民のサービスなり地域振興を担っていかなければならないということは、今日現在はそちらの方の比重が大きいというふうに思っています。ただ、将来的にやはり行革ということも一方で求められる時代が来ると、その部分のところをそのときの方々がどういうふうに判断するかということはちょっとわかりませんので、将来的なことはちょっと私の方からは難しいと思っておりますけども、今現在ではやはり住民サービスの低下なり地域振興を担うというための総合支所でございますので、そのような組織づくりというふうなことで考えたものでございます。以上でございます。

○幸賀議長 副会長。

○馬場副会長 かつて温泉町におきましても、旧温泉、照来、八田が合併いたしまして、照来、八田にそれぞれ支所が置かれた。それが今日では支所という機能はなくなった。それがまたこの平成の合併においても、その状況を皆さん思い浮かべて、また同じような状況になる。それは、先の見通しというものはなかなか読みづらい観点はございますが、少なくとも今日におけるこの支所の役割を果たす、温泉町として、町民センターにその支所機能を持たせようという判断の中で、現実この町民センター、夢ホール、保健福祉センターという施設がある訳でございますから、そこでの一定の機能を発揮するという必要性があります。その前段で、くどいようでございますが、分庁方式を選択をするのか、それとも現地解決型の総合支所をとるのかという議論につきましては、もちろん一長一短ある訳ですし、全てこちらがオーケーだというふうな結論はなかなか出づらいつら側面もある訳ですけども、やはり合併の目指すべきものということを皆さん方に判断いただいて、本庁、総合支所、これでいこうということにお決めいただきました。決して他の事例を揶揄する訳でも何でもありませんが、分庁方式によって指揮命令系統というものが二重にも三重にもなる、それによって住民サービスの低下は来さないという判断もできますが、

かえって混乱を来すというふうな背景もあろうかと思っておりますから、この点につきまして、内部でもそれぞれ職員で、あるいはようやくせんだって議会の方にもお示しをして、いろいろと御意見を賜っているところでございますので、局長が申しあげましたように、陰山町長と私の間でも、その微調整における若干の考慮は可能ではないかというふうにも議論させていただいておりますので、その点は御理解を賜りたいと思います。

○幸賀議長 田中委員

○田中（要）委員 今、馬場町長の方から発言をいただきました。かねてからその御意見は承っておる訳ですが、私は、この協議会で確認の1から5番までである中で、一番やはり気になるのが、一番最後の項目であります。これは、私たちが今住んでいる温泉町の中にあっては、とりわけこの5番目の責任の所在、危機管理の問題、これは最大の大きな、できれば最高、できなければ最悪という状況の課題であります。したがって、支所、総合支所、いろいろと呼び名はあったとしても、究極そこに住んでいる住民が、かゆいところに手が届くというようなイメージを皆さんが持つておられる訳でありますから、したがって、そのところが総合支所の中に任務として位置づけられないと、恐らくや総合支所というのは数年のうちになくなってしまう可能性はあり、それは住民が総合支所を当てにしないという状況になってくる訳であります。その時点で、長い論議を重ねた中の行政組織のあり方というのは、危機管理も責任の所在も住民の皆さんは全てもうあきらめてしまうという状況になりますから、したがって、何のために合併したんだということにまた返ってくるという、こういう堂々めぐりの論議というのはもうしたくありませんから、したがって、今、そういうことをきちっと決めていただきませんと、10月1日から新しく新町で発足するに当たって、一番大きな問題をまた先送りするなという気がする訳ですから、しかとした方針をお決めいただきたい、示していただきたいと、このように思います。

○幸賀議長 この案件につきまして、現時点までの意見から、まだ判断、提言として早いかわかりませんが、この議題、報告議案の扱いについて、当職より提案をしたいと思っております。そうしませんと、意見の出し方ということに関わる問題でありますので。るる御意見がありますように、今日のこの意見の扱いにつきましては、ここでの承認ということは、これは避けるべきだと、本日意見を承って、さらに承認としては後日に送るという扱いの中で、皆さんから御意見を賜ったらどうかなという思いがいたしますが、そういう扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 それでは、関連しまして、御意見を承っておきたいと思います。どうぞ。

西村委員。

○西村委員 浜坂町の西村です。この案を拝見いたしまして、本来、課とか係、課ですね、具体的に。課を新しくつくったり、あるいは統合する、なくする、これは議決事項でしょう。だと思ってるんですが。そういう議決せにやいけないような大切な事柄を行政当局だけの判断で、議員の発言の場もなく、当協議会でも一切の打ち合わせもなしでね、案としてやって、10月1日になったらこれで暫定的にいきますよ。今、議長、ちょっと補足されましたから、ある面でほっとしたんですけどね、これはやり方としては異常じゃないんですか。行政改革そのものを第1の目標とした合併でしょう。その中であって行政当局だけでね、仮に仮的なものであっても、こういう案を提示するということは、余りにも一方的なやり方ではないのでしょうか。いろいろ公務員でない方の意見を拝聴しましたらね、いろんなこと耳に入ります。今回そういうのを取り上げる絶好の機会だと思うんです。それが今、全然なされないがままに、当局だけの一方的な、いわゆる内輪での会議でこういう案を提示されてる。少し手続的におかしいんじゃないかという気がいたします。会長の方の大きい意味での方針と、局長のそこら辺の手続的な面、不備ないか、その2点について答弁をお願いします。

○幸賀議長 回答前に、これはある意味で基本に関わることではありながら、今日までの経過もあろうかと思しますので、暫時休憩します。ちょっと10分間休憩しますので。

〔休 憩〕

○幸賀議長 会議を続行いたします。

答弁をお願いします。

局長。

○阪本事務局長 ただいま西村委員さんの件でございますけども、これまで合併協議会の中で、組織の関係につきましてはそれぞれ方向性を、先ほどの5つの関係で方向性を決めていただきました。組織の合併協議というものは一応それで手続的には終わっておると。あと、その確認されました具体的な方針、具体的といいますか、そういう方針に基づきまして、あと、両町長の職権でもって、職権でもってといいますか、両町長の相談で原案を決めて、そのもので手続的には10月1日に告示して、それで執行されるというふうな手続的なことになるというふうに思います。したがって、道義的には確かに皆様方の御意見なりも伺いながら決めるというふうなことがいいかというふうな個人的には思いはし

ますけども、手続的には特に議会の議決が必要だというふうな部分はないというふうになっております。以上でございます。

○幸賀議長 補足をも含めて、会長、浜坂町長、お願いします。

○陰山会長 いろいろと議論があるところでありますけれども、基本的に、今、局長が申し上げましたように、議会の議決がないとかなんとかという話がありましたんですが、基本的に新町、10月1日から発足する機構という問題を、それぞれ温泉町なり浜坂町の議会で議決をするということとはできない。これはできない。ですから、当然これは10月1日では専決でいかざるを得ないということになります。先ほどから出ておりますが、温泉町なり、私もこの機構の、事務局から見せていただいて若干の意見も述べてきておるんですが、基本的に今の段階で温泉町長と私とがこれについて最後の詰めといたしますか、両長が承知しましたというようなことは、先ほど事務局が申し上げましたが、しておりません。したがって、最終的にはまだ微調整は残っておるというふうに私の方は理解をいたしております。今日のところは皆さんから忌憚のない御意見をいただきまして、それをそれぞれ各町の議会なりに持ち帰っていただいて、話をするところがあればしていただいて、お互いが、そしてそれを受けて私どもが話し合いをして、またそこは若干のやりとりがあるといたしましても、そういうものを整理いたしまして、専決で10月1日に向かうという形をとらせていただきたい思っております。

先ほど西村委員もおっしゃいましたが、私も途中からというようなこともあって、ちょっと物が言いにくいところもあったんですが、確かにいろんな問題は論議しましたが、この機構についてはこの会ではそれほど論議をされていなかったという面はあるんじゃないか、それがいいのか悪いのかということ、ちょっと私も論議のできないところもありますけども、やはりこの点についてはいささか足らなかった面はあるんじゃないかという反省はあります。

そうでございますが、今のようなことで、議長もこれについては今日ここで結論は出さないというような表現をされておりますので、皆さんの意見をお聞きした上で調整をさせていただいて、10月1日に向かいたいと思っておりますので、どうかよろしく御理解を賜りたいと思います。

○幸賀議長 お待たせしました。

田中董委員。

○田中（董）委員 温泉の田中でありませう。確かにね、先ほどの説明の中でもありました

ように、これについては既に今まで協議がなされておるから報告でいいんだという、言われる筋合いがわからんでもありません。しかしね、各委員さんが思っておられるのが、やはりこの組織については町民に一番密接する大切な組織だと思うんですよ。だからそれが皆さん方に十分理解がついておりませんから、今日は報告ではなくして、先ほど議長が言われましたように、次回にはやはり私は協議に上げていただいて、そして十分皆さんの意見を聞いた中で、両町の町長が適切な判断をしていただくということがいいことではないかと思っておるんですけども、今日はね、これは報告を聞きましたと、次回にはこういうふうな皆さんの意見を踏まえて、では、こういう点についてのということにさせていただけたらいいと思うんですけど、どうでしょうか。

そしてね、先ほど温泉の町長の何か答弁を聞く中で、確かに総合支所で、町民の皆さんのいろいろな日常生活には不便はかけないと言いながら、私ちょっと、私の理解が違っておるかもわからんですけども、温泉町は保健福祉センターを重点的に、やはりそういうふうなところも一つのゾーンというようなことも聞いておったんですけど、やはりそういうふうなことは全く今のところは考えていないのか、ちょっとその点についてもお聞かせを願いたいと思います。

○幸賀議長 事務局長。

○阪本事務局長 前段の部分の、住民に密接なものでありますので、次回に協議というふうなことで御意見をいただきましたんでございますけども、これまで1カ月、約2カ月の間、幹事会で何回も協議を重ねて、本日、案としてお示しさせていただいたような組織図でございます。この経過を見ましても、両町の6人の幹事会で、幹事の方々に協議をしていただいた訳ですけども、なかなか、たった6人であっても、ここに至るまでかなりの日数を要しております。したがって、できましたら、あと、今日もこの案につきまして御意見をいただいて、具体的な御意見をいただいて、その中で両町長で御意見を判断していただいて、最終的にそういうふうなことで両町長に組織の案を委ねていただくというふうなことにさせていただけたら一番というふうに思っておるところでございます。

○幸賀議長 補足を。町長。

○馬場副会長 その保健福祉センターの件で御意見と申しますか、御質問ございましたので、総合支所の中に住民福祉課というのがございまして、その下に健康係、福祉係がございまして。これは、現在温泉町の方で保健福祉センターで健康係と福祉係がありますから、そのものを継続をしていくという考え方と、もちろん母子保健から老人保健、それから介



護保険、これはあくまでも、浜坂から一々上がってきていただいてというふうなことではなかなか機能発揮がしづらい側面もあろうかと思っておりますから、保健福祉センターの中でその機能は同じように充足をしていくべきなのではなかろうかというふうに思っております。

○幸賀議長 田中委員の御提言につきましては、前段で当職の発言を踏まえての御意見もありましたので、当職の方の言葉足らず、説明不足があったかと思えます。時間がないから拙速ということは、これはお互い避けるべきという基本的な思いの中で申し上げますが、できましたら今日、承認は避けるが、今日その問題点を出していただいて、可能な限りここで論議をいただき、次に御承認いただくという運びのお願いをしたいという意味で発言いたしましたので、釈明を兼ねて申し上げておきたいと思えます。

田中委員。

○田中（董）委員 議長のただいまの趣旨はよくわかりました。しかし、さっきのね、局長の言うのでは、もはやそういう論点を論争する余地がないんだというようなことを言いますから、それでは今皆さんが言っとる意見が全く無視ということになりますから、議長の趣旨だったら理解、よくわかりました。

○幸賀議長 それを踏まえてひとつ御発言いただきたいと思えます。

平澤委員。

○平澤委員 浜坂町の平澤でございます。本日意見を述べよというふうなことでございますので、2点ほどお願いしたいと思えます。

まず、その組織図の中で、総合支所と牧場公園というのが同列のものであるというふうなことになっております。牧場公園の方は県の方から公園長が出られますので、これはそのような位置にしたいと、牧場公園課の課長の上に置くというふうなことで理解は求められると思えますので、これはよく理解できます。その総合支所を、支所長を牧場公園長と同じ立場に置いて、その下に振興課、住民福祉課、産業建設課の3課を支所に置かれるようですが、幹事会での決定と浜坂町助役の説明によりますと、この3課は議会には出てこない。議会に出てこなくて、同じ同列にあるということでもあります。

それと、非常に住民に説明しにくい点があります。総合支所の下に振興課というのがございます。その下に総務係、税務係、地域振興係ということがございます。両町の合併の中で、発展を目指して地域振興を仕掛けていくというのは、これは大義名分の大きなところでございます。にも関わらず、振興課が温泉支所だけにあって全体的なものにないとい

うふうなこういう組織図は、非常におかしいのではないかなというふうに思います。

そしてもう1点、産業建設課、この産業建設課を現地解決型というふうなことで考えておるというふうなこともお聞きしました。そうすると、商工観光係、農林畜産係、建設係、上下水道係、これを現地解決型でやるというならば、分庁方式よりももっと変わった組織になるのではないかなと。では本庁の方にある商工観光課、農林水産課、建設課、下水道課に水道課、これとの位置関係はどうであるのかと、現地解決型を目指すというなら、そういうとこの説明が非常に欠けているのではないかなというふうに思います。

それと、公立浜坂病院、温泉町の方もたくさん看護師として勤務されております。そういう110人からの公立浜坂病院がありながら、最大の行政の人員の集約する場所となります。それが総合支所長より下であったり牧場公園長より下であるというふうなことはおかしいことではないかなと。やはり浜坂病院の問題というのは非常に大きい訳ですから、浜坂病院の位置を当然上げるべきだと、そのように思います。以上です。

○幸賀議長 答弁、説明をいただきます。

局長。

○阪本事務局長 まず、総合支所の支所長のことでございますけども、第4回で1月21日の合併協議会の中で、庁舎の位置の問題のところ、支所長の権限についてということで御協議をいただきまして、課長以上、助役以下ということをお確認いただいておりますので、今の牧場公園は県から派遣された職員でございますので、今、課長以上、助役以下というふうな権限を持っておりますので、そこと一緒に並べさせていただいたというふうなことでございます。

総合支所には地域振興の課なり係があるが、本庁にはないというふうなことでございましたけども、一応今の浜坂町の地域振興を担う係といたしまして、商工観光課の中に地域交流係というふうな名前、中身は支所の地域振興係というものと内容は一緒といたしますか、浜坂町版の業務をこの地域交流係、両町も含めてでございますけども、全体の流れの中で、本庁部門はそこ、支所の分の地域振興の分を含めて地域交流係というふうなことで、その部分が大きくは担当していくというふうなことに思っております。

○幸賀議長 ここで、当然のお願いをしておきます。この時点で出されます意見は、もちろん最終段階での貴重な意見になろうかと思っておりますので、ここで当局並びに事務当局としてあいまいな答弁は避けてください。わかる部分だけを回答していただいて、あとは持ち帰って事務段階での精査をお願いするという姿勢で回答に当たってください。

○阪本事務局長 本庁と支所の課の位置関係ということでございますけども、本庁の課の方が全て支所も含めて事務を所掌すると。例えば総合支所におきます総務係といいますのは、本庁の総務課の一部分を担うというふうなことで、課といたしましては総務課の所掌の移譲された部分を、総合計画とか町全体に関わる部分は全て本庁が担うと、その一部分の関係を支所に移譲すると、移譲された部分を支所の係なり、それを、係を束ねた課が担当するというふうなイメージでございます。

○幸賀議長 平澤委員。

○平澤委員 そこまで言われますのであれば、課としては認めない方がいいんじゃないですか。振興課、住民福祉課、産業建設課、これは係とした方がよろしいんじゃないですか。そうしないと、同列でありながら議会に出て答弁できないという、そんなふざけた話はない。課というものを使って。それが総合支所だということであれば、課のものの任務を得てないですよ、これ。私が何度も言いますように、先ほども言いましたように、地域の振興というのは、県でも市町振興課というのは非常に重要なポジションにおる訳ですから、市町振興というのは非常に重要な部分なんです。だから2町が一緒になって新温泉町として振興をしていくのはいかに重大かということ、新しい課でやるのであればいいけども、総合支所だけの振興なんていうことを考えてるようじゃ、2町合併の意味がないと思いますよ。そのように思いますけど、いかがですか。

○幸賀議長 局長。

○阪本事務局長 今申しましたのは、どういいますか、例えば総務係でしたら総務課の一部を担うと、移譲された一部を担うということで、それをまとめます総合支所の振興課といいますのは、総務係、税務係、地域振興係。税務係といいますのは本庁の税務課の一部を担う。それから、地域振興係といいますのは、本庁の企画課や、商工観光課も一部ありますけども、そういう部分の一部を担うと。全てではありません。今言いますように、振興課といいますのは、総務係、税務係、地域振興係とあって、本庁からいきますと3つの課の一部分ずつをちょっとずつ束ねていくというふうなことになりますので、課というふうな表現にさせていただいておるというふうなことでございます。

○幸賀議長 そのほか、具体、明快な御質問をいただきます。

岡坂委員。

○岡坂委員 浜坂の岡坂でございます。今、いろいろな議論が出ております。私も今、さっき田中議員さんもおっしゃられましたし、うちの西村議員も平澤委員も申し上げました。

ここの今のこの課制の問題、構造図、組織図ですが、温泉町の議会の方は御相談といえますか、御協議はされたようでございますけれども、実は私たち浜坂町議会には、これが手に入ったのが、初めて見させていただいたのが、一昨日のことでございます。十分に審議も、十分といえますか、全く議会でも、本会議にかけて議決の問題じゃない訳ですけども、意見の調整もできておりません。それから、いろいろなやり方も、今、いみじくも事務局長さんは、職員の配置の関係もございまして冒頭に上げられました。非常にややこしい組織であって、何か職員の配置の問題もといえ、何か職員の数から勘案して課を決めたようにも悪いふうにとれば聞こえますし、こうでなしに、やはり本当に住民サービスといたらどれが一番正しいんだという方向性を見出して私は決めるべきだと思っております。この5つの今までの協議事項につきましても、確かに網羅してするのが当然かと思えますし、先ほど申し上げました、浜坂町議会としては、まだ十二分に協議、十二分というより全く協議ができておりませんので、先ほど議長さんが申し上げられましたように、私たち浜坂としては、とりあえず今日のところは、細やかな意見を今言っとったって到底まとまる問題でございませぬので、一応お持ち帰りさせていただきまして、浜坂町は浜坂町の意見として、次にここで調整を、それまでには調整会議でその意見を早くまとめてされるか、何らかの方法で10月1日に間に合うような方法には当然しなきゃいけない問題だと思っておりますので、その点、浜坂町としては今日のところは議長さんのおっしゃったとおり、持ち帰ってちょっと、せめて議会の方でも協議をして、意見の集約をして、町長にその意見を申し上げるという方向にさせていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

それと、私の私見ではございますけれども、こういう例えば建設係でも2つ本所にも支所にもあるとか、いろいろありますけれども、これ一から十まで言っとったってこれは問題がありますので、これは差し控えさせていただきますけれども、例えばこの建設係というやつを2つに、建設課をまたづきにするでなしに、温泉には温泉に、例えばですよ、教育委員会なら教育委員会、建設課なら建設課とか、振興課なら振興課とか、そういうきちっとした組織を、全てをそこに集約するという方向も一つあるではなかろうかと、これも一つの意見として私はお願いしたいと思っておりますが、そういうものを含めて、浜坂町の意見集約をさせていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○幸賀議長 そのほかございませぬでしょうか。

局長。

○阪本事務局長 後段の部分で、建設課のお話が出ました部分がありましたので、ちょっ

と説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、今、具体的には建設課には去年の災害がありますし、農林課なり産業観光課、どちらの町にも災害がございます。したがって、もう既に入札して工事発注しておりますので、どちらにもやっぱり建設課というものが10月1日にはあった方がいいのではないかという考えをしております。

それと、課をまとめて、先ほど最後の部分で、分庁方式のようなお話がありましたけれども、これは合併協議会の中でもう本庁、現地解決型の支所を置くということになりますので、課をそのまま支所に置くということは分庁方式になりますので、それはこれまでの協議と異なることになりますので、できないではないかというふうに思っております。以上でございます。

○幸賀議長 そのほか。

それでは、質疑を打ち切らせていただきます。

したがって、出されました意見、提言等につきましては、事務当局並びに関係課におきまして精査、検討をいただきますよう当職からもお願いをいたしておきます。

次に移ります。報告第44号、新町町章選定作業進捗状況についてを議題とし、会長に代わり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 25ページをお願いいたします。報告第44号、新町町章選定作業進捗状況について。新町町章選定作業進捗状況について報告する。平成17年7月13日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

新町町章選定作業進捗状況について。新町町章選定作業進捗状況について報告する。

26ページをお願いいたします。1番といたしまして、会議の開催状況を掲げておりますけれども、5月11日に第1回の会議を開催いたしまして、新町募集要綱について、またスケジュールについて、選定方法について協議をさせていただきました。この募集要綱の項目について協議をいたしましたけれども、このときに、これまで前回皆様方に御報告申し上げておりましたのは、用紙の色を含めて4色ということでございましたけれども、4色を使うとどうもごちゃごちゃしてよい作品ができないではないか、また、町章といたしましてはシンプルでよく目立つものがないではないかという御意見がありまして、協議されました結果、用紙の色を含めて3色ということになりました。また、募集チラシの関係につきましても、町の将来像の「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」を強調するようなものにしてはどうかという御意見がありまして、そのようにさせていただきました。

た。

それから、2点目でございますけど、委員の名簿をつけております。浜坂の谷田氏が委員長、副委員長が西村公子氏でございます。

それから、3点目に募集状況を掲げております。募集期間は5月23日から6月23日の32日間でございますけども、その中で1,020件の応募作品がございました。募集者の数は632人でございます。

今後のスケジュールといたしましては、今度7月17日の日曜日でございますけども、第2回目の選定委員会を開いて、このときが1回目の選定作業というふうなことになります。その後、1回か2回程度選定委員会をさせていただきまして、8月下旬には第20回の協議会におきまして3点を提案させていただきますので、その中で、この合併協議会の中で採用作品1点を選定していただきたいというふうに思っております。

27ページにつきましては、それぞれ募集がありました内容につきまして集計をいたしております。特に浜坂町、温泉町の中で336点の作品がございました。応募者数にいたしましては278名というふうなことでございます。

以上、簡単でございますけど、報告にかえさせていただきます。

○幸賀議長 朗読、説明は終わりました。

質疑を行います。どうぞ。

それでは、まだ途中経過のようでありますので、ここで質疑を打ち切らせていただきます。

次に、その他の項に入ります。その他の項で何かありましたら承りたいと思います。

局長。

○阪本事務局長 その他の件でございますけども、次回、先ほど申しましたように、合併協議会を8月末ごろに開催をさせていただきたいというふうに考えております。その際の議題といたしましては、新町の町章の選定、それから、決まりましたら、その場には3名の方をお呼びしたいと思っておりますので、即贈呈式といいますか、そういうことをさせていただきたいと思っております。

それともう1点は、最後の合併協議会になる予定でございますので、合併協議会の解散につきまして御協議をいただきたいと思っております。

以上の大きな項目としては2点を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○幸賀議長 関連して何かありましたらお受けしたいと思います。

岡田委員。

○岡田委員 温泉町の岡田でございます。関連と申しますか、これまでに既に協定をされる中で、総務課事業の取り扱いというふうな事の中で、先般、浜坂の連合自治会長、それから温泉町の方の区長協議会の方というふうな事の中で、両町でこの組織の関係についての協議をいたしました。その中で、この協定では、一応18年度までに、両町の連合自治会と、それから区長協議会は18年度までに調整するというふうな事が3月の19日のときで確認され、それを協定しておる訳ですが、両町の今現在の内容をお互いが意見交換してみますと、やはり温泉町の例でとってみますと、温泉町におきましては庶務便宜のために区を設置するというふうな事の中で、区設置規定を設けております。ところが浜坂町の場合においてはそのような設置規定も設けておられんというふうな事の中で、やはり行政の方である程度方向を示していただく、そのような事の中でしなきゃならない問題があるんじゃないだろうかというふうな事が、この間の協議の中でも出ておりますので、ぜひこの区長の立場と申しますか、当然、町政を円滑に推進するためのやはり組織の一つとして、これまでやってきておる経過の中において、そういうふうな、行政の方でどのようにすべきかというふうな事についてをこの際ちょっと御意見を申し上げておかなければ、後で言うような機会もないと思いますので、その辺につきまして、よろしく願いをしておきたいなということを申し上げたいと思います。

○阪本事務局長 担当の方が総務部会の方で協議というふうな事の中で、事務分掌上なっておりますので、そちらの方に十分協議をしていただきまして、また内容を詰めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○幸賀議長 そのほかないようでしたら。中井委員。

○中井（祥）委員 温泉町の中井です。先ほど一番論議の出ました組織の問題、報告事項の組織の問題についてなんですが、それについて、今の局長の報告では、全くこれらの再検討した、あるいはそういう報告の機会というのがないような感じを受けた訳なんですが、皆さん方の意見と、あるいは議長の取り計らいの中では、当然それらが行われるというふうに私どもでは認識してた訳なんですが、その辺いかがでしょうか。日程的に大変だとは思いますが、今日の会議に何か消化不良を起こして、決してこれは、住民の一番関心の深い問題ですから、もう少しやはりその辺の論議を深めて、お互いの、協議会の中でも今では意見がばらばらですから、それらを少しでもやはりお互いが理解し合えるというところ

ろまでしていかないと、私は合併に向けての不安を感じるものなのですが、いかがでしょうか。

○幸賀議長 事務局長。

○阪本事務局長 失礼いたしました。組織につきましての合併協議会でございますけども、これからのスケジュールを考えますと、7月末、8月上旬ぐらいにもう組織を固めてといえますか、あと、予算の入力とかが始まってきますので、その頃までにもう一遍案をまとめて合併協議会で議論いただければ、議論といえますか、御意見をいただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○幸賀議長 ちょっと発言を挟みますけども、中井祥三委員の御指摘につきまして、局長の答弁はね、ちょっとこれは必ずしも適切でないと思われま。時間がないことはね、あり過ぎることは絶対ありません。しかし、課題が重要であれば、時間を生み出して、これは審議、検討、消化していくべきという基本的な考え方が欠けた答弁であります。これは何としても、大事な要件であれば、夜を徹してでもこれは協議すべきだという姿勢で向かっていくべきだと思います。

局長、再答弁。

○阪本事務局長 また町長、議長の日程を調整させていただく中で、日程の方をまた調整させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○幸賀議長 そのほか。

それでは、一応これで閉じたいと思いますが、終わりに当たっては副会長より閉会の挨拶をいただく訳でありますけれども、協議の中でいろいろと単町に関わる提言等もあったかと思われま。この際、両町長からのコメントも含めて挨拶をいただきたいと思いま。

まず、浜坂町長からお願いします。

○陰山会長 失礼しま。先ほどからこの一番大事な機構の問題が出ておりますが、言われましたように、時間はつくるものだと、日曜日でも夜でも、時によればやっていかなければならん場合もあるというふうに思っておりますので、その節にはよろしく願いを申し上げます。

先ほどから論議を聞いておしまして、これはもう当然のことなのですが、ちょっと私、事務局長の発言の中にも若干ちょっとなところがありましたのは、要するに今度合併しますと、たまたま庁舎が浜坂町の庁舎を本庁で使うということがあるから何か誤解があるんですけども、要するにこの役場の、今度の新町の役場の機構というのは、あくまでも



これは本庁が、逆に言いましたなら分庁の方が温泉町役場が残って、本庁の方は浜坂町役場が残る訳ではない訳でありまして、あくまでも機構というのは全町を管轄といいますか、見たところの機構が上にある訳であります。その中で、総合支所方式の中で温泉地域を、そういうところをきめ細かくやっ払いこうというので分庁方式であるというこの認識が上になれば、何か浜坂と温泉の何か、というような話に聞こえてきて、ちょっとこれはよくないではないかなと。そういう中で、浜坂側では今言ったように何か管理がうまくいくんかと、あるいは温泉町ではだんだんおかしなことにならへんかというような思いが、これは当然のことである訳ですから、私といたしましたら、やはり合併の時点におきましては、それなりに、多少機構のダブリということがありまして、本庁舎がなくなっていく地域に対する配慮というのはある程度させていただきながら、若干のダブリが出てもやっ払いいくというのが正しいのではないかなという思いがあります。

そういう中で、今後持ち帰りまして話をさせていただきますが、持ち帰って話をして、次のときには両方が完全に一致して意見がばちんとまとまっていい結論が出るということは、必ずどちらかがどうなれば、どちらかがどうなりますから、これはいろいろ御意見を聞かせていただく中で、最終的にはお互いが譲って、しかるべきところで多少の不満がありまして御理解を賜るということを最後にお願いを申し上げておきたいというふうに思います。またその案は示させていただきますので、どうか御理解を賜りたいと思います。

○幸賀議長 続きまして、馬場副会長。

○馬場副会長 行政における組織・機構というのはある意味で永遠のテーマでございます。私どもも課設置条例等、過去にも幾度もいろって来たという経過がございます。そういう中で、合併後の新町が住民サービスの低下をきたさない、そのことをまず念頭に置いて、この組織・機構というものの最終の案というものをお示しをさせていただきたいと思うところでございます。

あわせて、平成の大合併で4月には数多くの新しい自治体が誕生しているところでございますが、今日までに大きな紛争が起きたとか、あるいは大混乱を来したというニュースが極めて少のうございます。ということは、住民の皆様方がそれらを吸収をいただいている、ある意味で無事その合併というものが果たされているというふうにも認識できようかと思えます。また、他方面で、私ども中山間地域にずっと住んできました住民にとりましては、海辺の空間といいますものは、もう理屈抜きで解放感を感じるものでございまして、極めてそういう意味から、この合併というものを前向きにとらえさせていただかな

ければならない。海辺の空間、明るい、新たな日が差し込むというふうなもの、また、大海原を目の当たりにする中で、より大きな気持ちになって、「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」を実現をしていくべきだというふうにも思うところがございます。

本日はうっとうしい天候ではございますが、明るい将来展望を抱きます中で、今後とも一層の御支援、御協力を賜りたいということをお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○幸賀議長 これにて第19回協議会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。